

速やかな生活保護費減額分の支給及び利用者への謝罪を求める意見書

2025年6月27日、2013年から数次にわたり実施された生活保護費減額は違法であるとの原告勝訴の最高裁判所判決が確定した。これは2012年の総選挙に於いて、同年12月に政権復帰した自民党の選挙公約であった生活保護費10%引き下げに沿うべく、厚労省が専門家に諮問して設置していた社会保障審議会・生活保護基準部会の関与のないなかでデフレ調整を厚労省が独自に行ったものである。生活困窮者の窮状を念頭に置かず、第二次安倍内閣の政治圧力と政府、与党への厚労省の忖度に基づいて短時日に強行実施決定がなされたという、厚生労働省の生活保護扶助費支給額の引き下げに際し行った「デフレ調整」を、「物価変動率のみを直接の指標として基準の改定率を定めることが専門的知見などと整合すると言うために必要な説明を、国がしたとは言えない。デフレ調整における厚労相の判断の過程及び手続きには過誤・欠落があったと言うべきだ」と断じ、手続きを欺瞞に充ちて杜撰になされたものであると最高裁判所は断罪し、生活保護利用者へ被害の救済を政府、厚労省へ命じた。

しかし、厚生労働省は判決後2ヶ月経過した現時点においても、判決後に厚労省自身が任命した専門家による委員会を設置し、判決内容を検証した後に、期限を定めず、それを踏まえ対応をすることで同省は違法判決の下された不当な保護費削減分の返還に応じないばかりか、謝罪すら行っていない。

生活保護利用者の大半が高齢者と傷病者であり、裁判が提起されて以降10年の長期訴訟となり、原告の2割を超える232人が最高裁判決日直前までに亡くなり、判決後も複数人の原告が亡くなっている。物価高騰の最中に窮乏状態に陥れられている利用者への返還、補償は極めて緊急を要する状況にありながら、以上の如く遺憾な厚生労働省の態度、対応である。

よって、町田市議会は、政府、厚労省に対して速やかな生活保護費減額分の支給及び利用者への謝罪を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。